

少年たちにあなたの力を

～家庭裁判所の補導委託制度～

家庭裁判所の補導委託制度をご存じですか？	1
受託者に指導していただいていること	2
裁判所から見た補導委託	3
補導委託についてのQ & A	4
通所型の補導委託	6

家庭裁判所の補導委託制度をご存じですか？

家庭裁判所の少年審判では、民間のボランティアの方々に、「補導委託先」として協力していただいています。

「補導委託」とは、家庭裁判所が少年の最終的な処分を決める前に、民間のボランティアの方に、非行のあった少年をしばらくの間預け、少年に仕事や通学をさせながら、生活指導をしてもらうという制度です。



少年を預かっていただく個人や施設のことを「補導委託先」、補導委託先の責任者の方を「受託者」と言います。

家庭裁判所では、非行のあった少年について、保護観察や少年院送致などの処分を決めますが、処分を決める前に、しばらくの間少年の生活態度などを見ることがあります。これを「試験観察」といい、担当の家庭裁判所調査官が指定されます。「補導委託」は、この試験観察の中で必要に応じて行われるものです。

少年審判の流れ



受託者に指導していただいていること

少年は、人との温かい触れあいを知り、必要な指導を受けることで、大きく変わることができます。

受託者の方には、少年と生活をともにしたり、仕事を教えていただいたりする中で、生活習慣や、社会人としての心構えなどについて指導していただいています。



受託者やその家族の方々と一緒に生活することは、少年が、家族や周囲の人との付き合いの在り方を見つめ直し、非行から立ち直る大変よいきっかけになっています。

補導委託は、建築業、製造業、農家、飲食店、理美容店の経営者などの個人の方々のほか、児童福祉施設、更生保護施設などをお願いしています。

また、少年を自宅から通わせて、職業指導をお願いする場合があります。

少年の感想文から

僕がこのクリーニング屋の委託先に来たから、もう3か月がたちました。この3か月間で、僕の周りの環境や生活が一変しました。クリーニングの仕事は初めてでしたが、仕事に対しても、生活に対しても、責任感が付いたと思います。自分勝手なことや相手のことを考えない行動をすると、他の人に迷惑をかけるという当たり前のことに気づいていなかったと思います。仕事を通じていろいろなことを学べたと思います。時には厳しく自分の悪いところを叱ってくれただんなさんや、その場の雰囲気をいつも明るくしてくれたり、とても優しくしてくれた奥さんや、仕事をていねいに教えてくれた委託先の先ばいや、みなさんに感謝したいと思います。



裁判所から見た補導委託 ～裁判官、家庭裁判所調査官の経験から～

第二の故郷

家出を繰り返していたせいか、最初の審判では家族に受け入れてもらえるという自信さえも失っていた彼女。ようやく言えた「家族に信じてもらえるよう頑張りたい。」という言葉信じ、複数の女の子を預かっていたという委託先に補導委託を試みました。数か月後、委託を終える審判の時に再会した彼女は、見違えるほど自信に満ちあふれ、「大変なこともあったけど、頑張ればみんなが受け入れてくれることが分かった。委託先に行けて本当によかった。」と堂々と話してくれました。他の子たちとうまく付き合うことができず、泣きながら受託者に相談し、何とか乗り越えることができた日のことを話してくれたとき、彼女の目から涙がこぼれました。人との触れあいの大切さを学んだ今の彼女なら、もう間違いは起こさない。受託者からの「第二の故郷と思って。」という言葉を支えに頑張っていける。私はそう確信しました。

(裁判官の体験談)

自然体の生活を通して

17歳のB君は親元を出て暮らしていましたが、人付き合いが苦手な職場の先輩や後輩と衝突して仕事を辞めた末、恐喝や窃盗を繰り返しました。そこで、目標が持てずに落ち込んでいたB君を量の製造販売を営むAさんに補導委託をしました。B君は、Aさんの真剣なおおらかな人柄にほれ込み、率先して作業に取り組みました。また、食事の際の団らんなど、Aさんの奥さんやおじいさんからも、包み込まれるような愛情を受け、自分も親元に戻って農業を手伝い、母や祖父母を助けたいと決意するようになりました。Aさんも調査官も、B君がどんどんたくましくなっていく様に驚かされました。

最終の審判では、Aさんは、B君の母親と祖母の前で、B君の頑張りをほめ、成長ぶりをAさんの家族全員が喜んでいることを伝えました。Aさんとそのご家族は、自然体の生活を通してB君を立ち直りへと導いていったのです。

(家庭裁判所調査官の体験談)

父にとっての補導委託

少年は仲間とバイクを無免許運転し、事故を起こして家庭裁判所に送られてきました。少年の父は、一代でサイクルショップを大きくした人でしたが、店の後継ぎとして少年に大きな期待をかけた反面、親としての対応は甘くなりがちで、少年にどう接していくべきか悩んでいました。

少年は、工場を経営する受託者に預けられましたが、委託先でもなかなか仕事にやる気を持っていませんでした。そこで、受託者は「雇主としては大目に見ても、親の立場としては見過ごせない。」と少年をきつく諭し、ねばり強く指導されました。その様子を知った少年の父は、「私も受託者のように息子を育て直せる大人になりたいですね。」と少し照れながら話しました。子を愛するということがどういうことか、少年の父も受託者から多くを学んだようでした。

(家庭裁判所調査官の体験談)

補導委託についてのQ&A

Q 受託者となるためには、何か条件があるのですか。また、特別な資格などは必要ですか。

A

受託者になるための条件はありません。また、特別な資格も必要ありません。家庭裁判所と密に連絡をとりながら愛情と熱意を持って少年を指導していただけること、それだけです。

ただ、少年を預かって、生活全般についての指導をしていただくこととなりますので、適当な環境や設備を備えていること、少年の秘密を守ることなどに配慮していただいています。



Q 少年は、どのくらいの期間、補導委託先に預けられるのですか。

A

少年の状況に応じて異なりますが、3か月から4か月程度、補導委託先に預けられ、その様子を見て最終的な処分が決められることが多いようです。



Q 少年を預かったときにかかった費用はどのようになるのでしょうか。また、受託者に報酬は支払われますか。

A 受託者への報酬はありませんが、実際に少年を預かっていたときには、少年のために必要となった食費、交通費、被服費、日用品費などについて、家庭裁判所からそれらの費用の全部又は一部をお支払いしています。

Q 少年の指導に困ったり、指導がうまくいかないときには、どうすればよいのでしょうか。

A 担当の家庭裁判所調査官に相談してください。
補導委託の期間中は、受託者が実際に少年を指導しますが、担当の家庭裁判所調査官も、月に1、2回程度は補導委託先を訪れて少年や受託者とお会いし、少年の生活の様子などをお尋ねしたりします。また、電話や書面などでも受託者とよく連絡をとるようにしています。
補導委託がうまくいくためには、補導委託先と家庭裁判所が協力することが大切です。少年のことで困ったことがあれば、どんなことでも家庭裁判所に相談することができます。



通所型の補導委託

補導委託は、受託者の方と少年が生活をともにするものだけでなく、少年が補導委託先に通って、職業指導を受けたり、短期間の社会奉仕活動に参加したりするものもあります。ご参考までにご紹介しましょう。

通所型の職業指導

少年たちは、学校を出ても仕事に就かず、やりがいを持たずに過ごしていることが少なくありません。

そこで、家庭裁判所では、さまざまな事業主の方に受託者となっていただき、少年への職業指導をお願いしています。職業指導を受けることは、少年が働くことの意義を理解するとともに、自分の長所を仕事に生かすことで自信をつけるなど、貴重な立ち直りの機会となっています。

また、補導委託をきっかけとして、少年がそのまま受託者のもとで就職することもあります。

施設などでの社会奉仕活動

最近では、家族や地域の人たちとのかかわりが薄くなり、そこでの教育やしつけが行われにくくなっていると言われています。そのため、地域の人たちの協力を得ながら、少年がさまざまな体験をして、人間関係の在り方を見つめ直したり、相手の立場に立って考えたりするきっかけを与えることが大切であると考えられています。

そこで、補導委託の一種として、体験活動の機会を設けることも盛んになっています。

例えば、受託者の指導を受けながら、少年が老人ホームや保育園などでお年寄りや子どものお世話の手伝いをするという奉仕活動に参加することが行われています。

これらの活動は、老人ホームや保育園などに補導委託先となっていただき、2、3日から1週間の間で行われています。

補導委託の中で行われるこれらの活動は、少年が非行から立ち直るための大きな転機になっています。また、家庭裁判所が少年の新たな面を発見し、少年をより深く理解することにもつながっています。



少年の感想文から

やる前にはとても長く感じた社会奉仕活動の3日間もあっという間に終わってしまった気がします。施設にいるおとしよりの人たちも、何をやっていいのか分からなくて困っている私にやさしく声をかけてくれました。それに、私が何か一つを一生懸命にやると、やった分だけかんしゃされて、それがとても気持ちよかったです。それから、先生たちは、私がすることに対して、認めてくれたりして、私をととても必要としてくれて、自分のそんざい感や、価値について考えさせてくれました。

ボランティアを3日間やりとげました。自分てきにスゴイと思います。やる前は、途中でめげるかなーと思ってたけど、ちゃんとやりとげることができました。老人ホームではいろんなことを学びました。人を思いやる気持ち、人は一人じゃ生きていけないこと…。今、また親のありがたみが分かりました。なんかとっても気持ちがいいです。

大きな一歩

中学生のC君は、けんかが絶えず、傷害事件を起こして鑑別所に入りました。試験観察となって家に帰りましたが、自分を見つめ直す機会となるよう、夏休みに老人ホームでのボランティア活動を提案しました。

老人ホームでは、車椅子を磨いたり、お年寄りを食事室まで連れて行き、食事を口まで運んであげたりしました。どれも簡単そうに見えましたが、とても疲れたそうです。また、老人ホームで働く人々のひたむきな姿を見て、「自分も人の役に立つことをしたい。」と感じ、今まで周囲に与えてきた迷惑にも目を向けるようになりました。

その後、C君は「被害者に会って謝りたい。」と話すようになり、まもなく母親と2人で被害者に謝罪に行きました。事件からは随分時間がたっていましたが、ようやく踏み出した「大きな一歩」を、C君親子と一緒に調査官も喜びました。

(家庭裁判所調査官の体験談)

あこがれのお兄ちゃん

彼は成人を半年後に控え、ひたくりで逮捕されました。裁判官と調査官は、彼に大人としての自覚を持ってほしいと考え、保育園での奉仕活動に5日間参加させることにしました。すると、彼はたちまち園児のあこがれの「お兄ちゃん」となり、彼の周りに「だっこ」や「たかいたかい」の順番待ちができました。口べたな彼も、自慢の体力と絵が上手なことで、園児の人気者となりました。園児たちの全身でぶつかってくるエネルギーを受けて、彼の純真さや優しさが自然に引き出され、また、園の先生方の温かい眼ざしが、彼に自信を持たせることにもつながりました。これらすべての新鮮な体験が、彼をすっかり変えてしまったようで、補導委託を終えるころ、彼の表情は驚くほど和やかになっていました。そして、後日、そのままの彼の笑顔を描いた似顔絵が園児たちから届きました。

(家庭裁判所調査官の体験談)



少年が再び非行を犯すことのないよう立ち直るためには、少年一人一人にあった補導委託先を選び、それぞれの受託者のご指導を十分にいかすことが大切です。

家庭裁判所では、必要なときに適切な人に少年を預けることができるように、補導委託先になっていただける方を求めています。

補導委託に関するお問い合わせは、最寄りの家庭裁判所で承っております。お気軽にお問い合わせください。

(問い合わせ先)

* 最高裁判所でもお問い合わせをお受けしております。

102-8651 東京都千代田区隼町4-2 (電話 03-3264-8111)
最高裁判所事務総局家庭局第三課 担当 科学調査係 (内線 4432)